



第131回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室

決議事項

議 案 取締役8名選任の件



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQR
コードを読み取ること
で、議決権を簡単にご
行使いただけます。

※QRコードは(株)デンソー
ウェアの登録商標です。

トピー工業株式会社

証券コード 7231



株主の皆様におかれましては、日頃よりトピー工業グループに対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申しあげます。

さて、当社第131回定時株主総会を6月24日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

議決権につきましては、当日のご出席にかえて、書面（議決権行使書）またはインターネット等による行使もできますので、積極的なご利用をお願いいたします。

2025年6月

代表取締役社長
石井博美

グループ基本理念

トピー工業グループは、事業の存続と発展を通じて、
広く社会の公器としての責務を果たし、
持続可能な循環型社会の実現に貢献する。

株主総会資料の電子提供制度について

電子提供制度の概要

株主総会資料の電子提供制度とは、従来株主様に対して書面で交付されていた株主総会参考書類等について、ウェブサイトに掲載することで提供したものとする制度です。当社では電子提供制度が適用されております。

本株主総会の資料につきましては、次頁に記載しております各ウェブサイトにおいて電子提供措置をとっております。

当社の対応

当社は、省資源化による環境への配慮等の観点から、事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに監査報告につきましては、2025年3月31日（株主総会の基準日）までに書面交付請求をされた株主様にのみお送りしております。

【議決権を有するすべての株主様に発送】

- ・ 招集ご通知
- ・ 株主総会参考書類
- ・ 議決権行使書

【書面交付請求をされた株主様にのみ発送】

- ・ 事業報告（※）
- ・ 連結計算書類及び計算書類（※）
- ・ 監査報告

※ 2頁に記載しておりますとおり、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきましては、書面交付請求をされた株主様にお送りする書面には記載しておりません。

書面交付請求について

本株主総会において書面交付請求をされておらず、次回（第132回）以降に事業報告等を含む株主総会資料の書面でのお受け取りを希望される株主様は、2026年3月31日（株主総会の基準日）までに書面交付請求のお手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先

口座を開設している証券会社 または 株主名簿管理人（三井住友信託銀行）

三井住友信託銀行 証券代行部
電子提供制度ダイヤル
0120-533-600

受付時間：9時～17時（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）

証券コード 7231
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目2番2号

トピー工業株式会社
代表取締役社長 石井博美

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第131回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 https://www.topy.co.jp/ja/stock/shares_bonds/meeting.html	
【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/7231/teiji/	
【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）「トピー工業」またはコード「7231」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)	
【スマート招集】 https://p.sokai.jp/7231/	

なお、当日ご出席されない場合は書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁のご案内に従って、2025年6月23日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目2番2号
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー7階
当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1) 第131期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2) 第131期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項 議 案 取締役8名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - 1) 書面(議決権行使書)による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。
 - 2) 複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部です。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否を行使期限までにご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権行使股数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

同封送付
見本

スマートフォン用
議決権行使書
ウェブサイトで
ログインQRコード

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

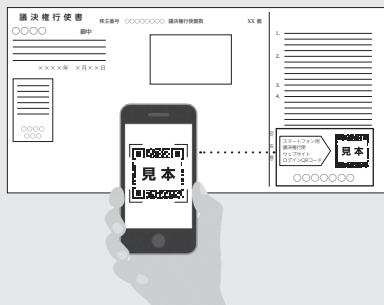
書面（議決権行使書）による議決権行使における議案につき賛否のご表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

複数回議決権をご行使された場合、当社に最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

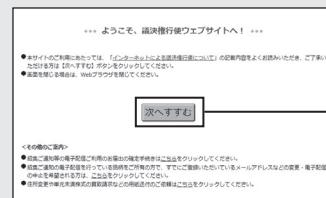
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

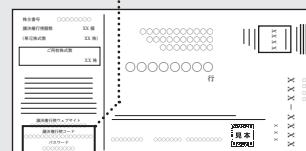
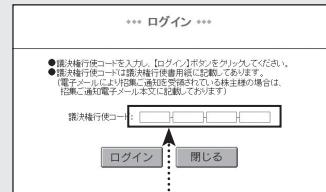
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力してログイン後、「パスワード」をご入力ください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議 案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (年齢)	性別	当社における役職名・委嘱職掌 及び重要な兼職の状況	取締役会 出席状況	取締役 在任年数
1	再任 石井博美 (満65歳)	男性	代表取締役社長	17/17回 (100%)	2年
2	再任 立花修一 (満62歳)	男性	専務取締役 社長補佐 総務、財務、リスクマネジメント管掌	17/17回 (100%)	3年
3	再任 阿部正裕 (満61歳)	男性	専務取締役 技術、健康安全、DX戦略、研究開発 センター管掌 ・カーボンニュートラルに関する事項につき サステナビリティ戦略管掌に協力	13/13回 (100%)	1年
4	再任 田中克芳 (満61歳)	男性	専務取締役 経営企画、人事、サステナビリティ戦略管掌 ・健康に関する事項につき健康安全管掌に協力 ・DX人材の育成に関する事項につき DX戦略管掌に協力	13/13回 (100%)	1年
5	再任 安原優 (満60歳)	男性	常務取締役 営業戦略、調達、物流管掌	13/13回 (100%)	1年
6	再任 三上高弘 (満65歳)	社外 独立 男性	社外取締役	16/17回 (94.1%)	3年
7	再任 磯崎隆郎 (満58歳)	社外 独立 男性	社外取締役 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所 長	13/13回 (100%)	1年
8	新任 城所敦子 (満49歳)	社外 独立 女性	弁護士	—	—

- (注)
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 三上高弘氏、磯崎隆郎氏及び城所敦子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、三上高弘氏及び磯崎隆郎氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。また、城所敦子氏を独立役員として届け出る予定であります。
 4. 当社は、三上高弘氏及び磯崎隆郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、城所敦子氏が選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 候補者城所敦子氏の戸籍上の氏名は、岩田敦子であります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  いし ひろ しみ 石 井 博 美 (1960年2月4日生)	1983年4月 新日本製鐵株式會社入社 2014年4月 新日鐵住金株式会社執行役員 棒線事業部棒線技術部長 2017年4月 同社常務執行役員 棒線事業部棒線技術部長 2018年6月 同社顧問 Ovako AB社 Executive Vice President and Group Production & Technology Advisor 2019年4月 日本製鐵株式会社顧問 2023年4月 当社専務執行役員 営業、海外事業戦略担当 2023年6月 当社代表取締役社長 (現任)	8,800株
[取締役候補者とした理由] 2023年6月から当社の代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般の統括者として、国内外の構造改革を主導するとともに、次世代経営人財の育成強化等に努めるなど、経営者として高い手腕を発揮いたしました。これらの経営全般に亘る豊富な知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  たち ばな しゅう いち 立 花 修 一 (1963年2月6日生)	1985年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 総務部長 2021年4月 当社執行役員 造機事業部長 2022年4月 当社常務執行役員 総務、人事、リスクマネジメント管掌 2022年6月 当社常務取締役 総務、人事、リスクマネジメント管掌 2023年4月 当社常務取締役 総務、人事、リスクマネジメント管掌、健康安全管掌補佐 2024年4月 当社専務取締役 社長補佐、総務、財務、リスクマネジメント管掌 (現任)	5,412株
[取締役候補者とした理由] 産業機械部門や管理部門における豊富な知識と経験を有しており、経営課題に対する優れた対応力でガバナンスの強化等を主導するとともに、顧客等の社外関係者との信頼関係構築にも大きく貢献しております。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
3	<div data-bbox="279 243 349 273" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>  <div data-bbox="299 500 461 530" style="text-align: center;">あべ まさひろ 阿部 正裕</div> <div data-bbox="254 541 500 571" style="text-align: center;">(1963年12月20日生)</div>	<p>1986年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 プレス事業部副事業部長 兼 九州ホイール工業株式会社代表取締役社長 2018年6月 当社執行役員 プレス事業部副事業部長 2019年10月 当社執行役員 商用車・建機ホイール事業部長 2022年4月 当社常務執行役員 技術部長 2024年4月 当社常務執行役員 技術、健康安全、DX戦略、事業開発戦略センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力 2024年6月 当社常務取締役 技術、健康安全、DX戦略、事業開発戦略センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力 2025年4月 当社専務取締役 技術、健康安全、DX戦略、研究開発センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力(現任)</p>	7,679株
<p>[取締役候補者とした理由] 自動車部品部門や技術部門における豊富な知識と経験を有しております。また、グループ会社において代表取締役社長として経営全般の管理・運営も経験しております。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			
4	<div data-bbox="279 833 349 863" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>  <div data-bbox="299 1085 461 1115" style="text-align: center;">たなか かつよし 田中 克芳</div> <div data-bbox="254 1126 500 1156" style="text-align: center;">(1963年12月24日生)</div>	<p>1986年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員 造機事業部長 2021年4月 当社執行役員 スチール事業部長 兼 サイエンス事業部長 2021年10月 当社執行役員 スチール事業部長 2023年4月 当社常務執行役員 経営企画部長 2024年4月 当社常務執行役員 経営企画、海外事業戦略、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康安全管掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力、調達管掌に協力 2024年6月 当社常務取締役 経営企画、海外事業戦略、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康安全管掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力、調達管掌に協力 2025年4月 当社専務取締役 経営企画、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康に関する事項につき健康安全管掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力(現任)</p>	8,196株
<p>[取締役候補者とした理由] 産業機械部門、鉄鋼部門及び経営企画部門等において要職を歴任するなど、複合事業体である当社グループの事業全般において豊富な知識と経験を有しております。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の株式数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  やす はら まさる 安 原 優 (1964年7月5日生)	1988年4月 新日本製鐵株式会社入社 2020年4月 当社執行役員 プレス事業部副事業部長 2021年4月 当社執行役員 営業本部副本部長 2022年4月 当社執行役員 営業本部長 2023年4月 当社常務執行役員 営業本部長 2024年4月 当社常務執行役員 営業、調達、物流管掌 2024年6月 当社常務取締役 営業、調達、物流管掌 2025年4月 当社常務取締役 営業戦略、調達、物流管掌 (現任)	5,284株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>鉄鋼メーカーにおける営業部門や管理部門で豊富な知識と経験を有しており、当社においても自動車部品部門や営業部門において要職を歴任し、持続可能な販売価格の形成や物流課題への対応等に高い手腕を発揮しました。これらの知識・経験に基づき、引き続き当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  み かみ たか ひろ 三 上 高 弘 (1959年10月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div>	1982年4月 東芝機械株式会社入社 2013年6月 同社執行役員 成形機ユニット副ユニット長 2014年6月 同社取締役執行役員 成形機ユニット長 兼 相模工場長 2015年6月 同社取締役常務執行役員 成形機ユニット長 兼 相模工場長 2016年6月 同社取締役常務執行役員 成形機ユニット長 兼 管理本部長 兼 東京本店長、営業推進部分担 2017年4月 同社代表取締役社長最高執行責任者、社長執行役員 2020年2月 同社取締役 2020年6月 芝浦機械株式会社顧問 2022年6月 当社社外取締役(現任)	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>グローバルに展開する製造業において事業部門と営業、管理部門で培った豊富な知識と経験をもとに、代表取締役社長として海外拠点の最適化等の実績も有しております。これらの経営全般にわたる知識・経験に基づき、独立した立場かつ多様な視点から取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	<div data-bbox="279 219 347 249" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div>  <div data-bbox="294 470 462 508" style="text-align: center;">いそ ぎき たか お 磯 崎 隆 郎</div> <div data-bbox="263 515 492 541" style="text-align: center;">(1966年 8 月27日生)</div> <div data-bbox="303 542 455 568" style="text-align: center;">社外 独立</div>	<p>1990年 4 月 日本開発銀行 入行 2021年 6 月 株式会社日本政策投資銀行 執行役員 内部監 査担当 2022年 6 月 同行常務執行役員 2024年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2024年 6 月 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所 長 (現任)</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 銀行における国際的な投資業務や事業再生業務等で培った豊富な知識と経験を有しております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、これらの知識・経験に基づき、独立した立場かつ多様な視点から取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			
8	<div data-bbox="279 759 347 789" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div>  <div data-bbox="294 994 462 1032" style="text-align: center;">きつ しよ あつ こ 城 所 敦 子</div> <div data-bbox="263 1040 492 1065" style="text-align: center;">(1976年 3 月10日生)</div> <div data-bbox="303 1067 455 1093" style="text-align: center;">社外 独立</div>	<p>2001年10月 弁護士登録 (現在に至る) 2010年11月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー 2021年 5 月 燕総合法律事務所 パートナー (現任)</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 弁護士として長年培った企業法務や訴訟等、法律に関する豊富な知識と経験を有しております。また、複数の企業における社内委員会の外部委員を歴任しております。直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の知識・経験に基づき、独立した立場かつ多様な視点から取締役会の適切な意思決定及び経営に対する監督の実効性向上への貢献が期待できるため、選任をお願いするものであります。</p>			

(ご参考)

<取締役会の構成>

当社は、取締役を9名以内と定款で定め、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保のため、人格・識見・実行力ともに優れ、当社グループの事業に精通した業務執行取締役及び独立した立場の社外取締役のバランスに配慮し、適切と思われる人物で構成することとしております。

<役員候補の指名方針と手続き>

当社では、役員は人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うできる者とし、業務執行取締役候補者及び社内監査役候補者には当社グループの事業に精通した者を、社外取締役候補者及び社外監査役候補者には高い独立性と専門性を有する者を指名しております。

当社の役員候補者は、任意の機関である指名諮問委員会において審議し、その答申を踏まえ、取締役会で決定しております。社長等の業務執行取締役の再任指名は、会社業績等の評価を踏まえて、毎年、指名諮問委員会で審議しております。指名諮問委員会は、社外委員3名、社内委員1名で構成しております。

また、社長等の業務執行取締役に法令・定款違反等の事由が生じた場合には、当該取締役の役位や委嘱職掌の解職及び株主総会に対する解任議案の提出を取締役会で決定することとしております。

<独立性判断基準>

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、かつ、属性情報の開示が求められる主要株主や取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付先の業務執行者等については、当社との利害関係を勘案し、社外取締役及び社外監査役の独立性を判断しております。

<本総会後の取締役のスキル・マトリックス>

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは次のとおりであります。

氏名	スキル経験項目							
	企業経営	財務会計	法務 リスクマネジメント	グローバル 海外事業	人事/労務 人財育成	営業	技術/安全 IT/DX	ESG サステナビリティ
石井 博美	●	◆	◆	●	◆	◆	●	●
立花 修一		●	●		●	●		
阿部 正裕	●			●			●	●
田中 克芳	●	●			●			●
安原 優				●	●	●		●
三上 高弘	●	◆	●	◆	●	●	●	
磯崎 隆郎	●	●	●	●				
城所 敦子			●	●				●

◆は、代表取締役経験者としてのスキルを表しております。

代表取締役経験者を除く業務執行取締役のスキルは、4項目を上限としております。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

1) 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの事業環境は、国内鋼材需要の低迷、世界的な建設機械需要の減少、国内自動車メーカーの認証不正問題による生産停止に加え、海外一部地域での自動車生産の減少等により、厳しい状況で推移しました。

このような経営環境下、当社グループは中期経営計画「TOPY Active & Challenge 2025」を着実に実行してまいりました。事業基盤の再構築を目指し、事業ポートフォリオの最適化や、持続可能な販売価格の形成等を推進しました。また、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、政策保有株式の縮減を進めるとともに、自己株式の取得を実施しました。

当連結会計年度における業績につきましては、国内鋼材需要の低迷、建設機械用足回り部品や自動車用ホイールの販売数量減等により、売上高は300,610百万円（前期比10.0%減）、営業利益は5,300百万円（前期比49.2%減）、経常利益は6,246百万円（前期比40.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益の計上等により6,387百万円（前期比36.6%増）となりました。

セグメント別売上高

セグメントの名称	2023年度 (前連結会計年度) (第130期)		2024年度 (当連結会計年度) (第131期)		前連結会計年度比	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	比率 %
鉄鋼セグメント	110,822	33.2	102,618	34.1	△8,203	△7.4
自動車・産業機械部品セグメント	201,632	60.4	190,745	63.5	△10,887	△5.4
その他	21,537	6.4	7,246	2.4	△14,290	△66.4
合計	333,992	100.0	300,610	100.0	△33,381	△10.0

当連結会計年度より、従来「賃貸」として記載していた報告セグメントについては、量的な重要性が低下したため、「その他」に含めて記載する方法に変更しています。

また、従来「発電」として記載していた報告セグメントについては、前連結会計年度において同事業を廃止したことに伴い、「その他」に含めて記載する方法に変更していません。

これらの報告セグメント区分の変更に伴い、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に読み替えたうえで算出しています。

<鉄鋼セグメント>

鉄鋼業界では、建築案件の工期遅れ等により国内鋼材需要は低調に推移しました。原材料である鉄スクラップ価格は前期を下回りました。

このような環境下、需要の低迷に伴う鋼材販売数量の減少やエネルギーコストの上昇等により、当社グループの売上高は102,618百万円（前期比7.4%減）、営業利益は6,355百万円（前期比34.1%減）となりました。

<自動車・産業機械部品セグメント>

自動車業界では、国内自動車生産台数は認証不正問題等の影響により前期比で減少しました。海外では米国の乗用車生産台数が減少し、中国では日系メーカーのシェアが減退しました。また、東南アジア地域でも自動車生産台数が減少しました。建設機械業界では、油圧ショベルのグローバル需要の減少が続きました。また、鉱山機械の需要は停滞傾向が見られました。

このような環境下、持続可能な販売価格の形成を進めたものの、建設機械用足回り部品の販売数量が大幅に減少したことをはじめ、国内自動車メーカーの認証不正問題の影響等による乗用車用ホイールの販売数量減、海外拠点での販売数量減等により、当社グループの売上高は190,745百万円（前期比5.4%減）、営業利益は4,447百万円（前期比18.1%減）となりました。

<その他>

合成マイカの製造・販売、土木・建築、不動産の賃貸及びスポーツ施設の運営等を行っております。発電事業廃止の影響等により、売上高は7,246百万円（前期比66.4%減）、営業利益は428百万円（前期比65.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資額は、9,769百万円であります。その主なものは鉄鋼セグメント及び自動車・産業機械部品セグメントにおける生産性向上のための設備投資です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

2) 直近3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 (第128期)	2022年度 (第129期)	2023年度 (第130期)	2024年度 (当連結会計年度) (第131期)
売 上 高 (百万円)	271,178	334,496	333,992	300,610
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,401	8,043	10,462	6,246
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	386	6,321	4,676	6,387
1株当たり当期純利益(円)	16.61	276.51	204.88	281.13
総 資 産 額 (百万円)	282,195	292,322	298,291	281,751
純 資 産 額 (百万円)	113,703	121,425	140,988	136,713

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より保有する自己株式数(期中平均)を控除した株式数に基づき算出しております。

3) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
トピー実業株式会社	百万円 480	% 100.0	鉄鋼原料、鋼材、自動車・建設機械部品の販売
トピー海運株式会社	百万円 225	% 100.0	海運、陸運、倉庫業
九州ホイール工業株式会社	百万円 100	% 100.0	自動車用ホイールの製造
株式会社三和部品	百万円 200	% 100.0	建設機械部品の製造
トピーアメリカ, INC.	百万米ドル 106	% 100.0	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール及び建設機械部品の製造、販売
福建トピー汽車零件有限公司	百万人民元 194	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売
トピー履帯（中国）有限公司	百万人民元 458	% 100.0	建設機械部品の製造、販売
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア	億ルピア 7,105	% 90.4	自動車用ホイールの製造、販売
トピー・エムダブリュ・マニユファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V.	百万ペソ 867	% 95.0	自動車用ホイールの製造、販売
アサヒテック・アルミニウム・タイランド	百万バーツ 1,480	% 100.0	自動車用ホイールの製造、販売

4) 対処すべき課題

(1) 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等

当社グループは、事業環境の変化に対して柔軟かつ迅速に対応すべく、2025年度から2027年度を実行期間とする新中期経営計画「TOPY Active & Challenge 2027」をスタートいたしました。基本方針として、「既存事業の構造改革による収益力向上」と「コアコンピタンスを生かした成長事業の種まき」を掲げ、企業価値向上に取り組んでまいります。

経営目標

項目	2027年度目標	2030年度目標
自己資本利益率 (ROE)	6.0%以上	8.0%以上
(参考) 営業利益	130億円	—

非財務目標

ESG視点	評価指標	数値目標
環境	CO ₂ 排出量	カーボンニュートラルを目指す (2050年)
社会	女性管理職比率	10%以上 (2030年度)
	国内労働災害件数	毎年0件を目指す (休業災害以上)
ガバナンス	重大なコンプライアンス違反件数	毎年0件を継続

各セグメントにおける対処すべき課題は、次のとおりです。

<鉄鋼セグメント>

安定稼働率の向上やエネルギー効率向上によるコスト低減を進めるとともに、当社独自の異形形鋼等の高付加価値製品の販売強化を図り、収益力の向上に努めてまいります。また、リサイクル事業の高度化と循環型ビジネスの展開を進め、当社の製鋼工程のCO₂排出量の削減と循環型社会の実現に貢献します。

<自動車・産業機械部品セグメント>

持続可能な販売価格の形成に引き続き努めるほか、国内事業の構造改革、海外事業の再編、米国事業の再構築、鉾山機械用ホイールの市販品の販売強化等により、収益力の向上を図ります。また、鉄鋼セグメントとの協力による一貫生産製品（当社鋼材を用いて社内加工した製品）の品種拡大、新市場・成長市場の新規開拓、高付加価値ホイール等の新製品開発を推進することで、持続的な成長事業創出を図ります。

<その他>

マイカ事業においては、化粧品基礎原料である合成マイカは色にくすみが多く、安全性が評価されています。肌ざわりの良い着色マイカ等、顧客ニーズに合致する多彩な製品バリエーションを生かして新分野の開拓を進めるなど、国内外で販売を拡大します。

(2) サステナビリティへの取り組み

当社グループでは、グループ基本理念の下、多岐にわたる社会課題の解決を図るとともに、持続可能な循環社会の実現に貢献することを通じて成長・発展し、末永くステークホルダーの皆さまから信頼され、時代の要請に応えられるグローバル企業であり続けることを目指しています。サステナビリティへの取り組みとして、オンサイトPPAモデルによる太陽光発電設備の導入や、サーキュラーエコノミー実現に向けた亜鉛リサイクル技術開発の共同研究を進めております。また、鋼材輸送において鉄道を活用したモーダルシフトを実施し、CO₂排出量の削減や物流の効率化等を図っております。2025年2月には、当社豊川製造所の省エネ活動が評価され、「令和6年度 エネルギー管理優良事業者等 中部経済産業局長表彰」を受賞いたしました。

今後も、企業価値向上及び企業活動を通じた持続可能な社会の実現を目指します。

当社グループのサステナビリティへの取り組みの詳細につきましては、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

<https://www.topy.co.jp/ja/sustainability.html>

5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

セグメントの名称	主要製品・事業内容
鉄鋼セグメント	一般形鋼、異形形鋼、H形鋼、異形棒鋼
自動車・産業機械部品セグメント	自動車用・産業車両用・建設機械用ホイール、プレス製品、建設機械用部品、工業用ファスナー
その他	合成マイカ、クローラーロボット、屋内外サインシステム、土木・建築事業、不動産賃貸、スポーツ施設の運営等

6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

- (1) 本店 東京都品川区大崎一丁目2番2号
- (2) 支店
名古屋支店 名古屋市中区 大阪支店 大阪府中央区
- (3) 生産拠点
豊橋製造所 愛知県豊橋市 豊川製造所 愛知県豊川市
綾瀬製造所 神奈川県綾瀬市 神奈川製造所 神奈川県茅ヶ崎市
- (4) 研究開発拠点
事業開発戦略センター 愛知県豊橋市
- (5) 重要な子会社
トピー実業株式会社 東京都品川区
トピー海運株式会社 愛知県豊橋市
九州ホイール工業株式会社 福岡県京都郡苅田町
株式会社三和部品 茨城県坂東市
トピーアメリカ, I N C . 米国ケンタッキー州
福建トピー汽車零件有限公司 中国福建省
トピー履帯(中国)有限公司 中国山東省
トピーパリンダマニファクチャリングインドネシア インドネシア西ジャワ州
トピー・エムダブリュ・マニファクチャリング・メキシコS.A. DE C.V. メキシコグアナファト州
アサヒテック・アルミニウム・タイランド タイ国チョンブール県

7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
鉄鋼セグメント	970 (122)名	△12 (－)名
自動車・産業機械部品セグメント	3,990 (715)名	△236 (△154)名
その他	122 (37)名	△25 (2)名
全社(共通)	258 (9)名	△8 (1)名
合計	5,340 (883)名	△281 (△151)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員は含めておりません。
 2. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。
 4. 当連結会計年度より、従来「発電」として記載していた報告セグメントについては、前連結会計年度に同事業を廃止したことに伴い、「その他」に含めて記載する方法に変更しています。このため前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後のセグメント区分に読み替えて比較しています。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,767名	3名	41.6才	17.7年

- (注) 使用人数は就業員数であり、役員、顧問、嘱託、臨時従業員(計296名)は含めておりません。

8) 当社の主な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	7,005
株式会社りそな銀行	6,221
株式会社横浜銀行	4,180
株式会社三菱UFJ銀行	2,225
農林中央金庫	1,760

2. 会社の現況

1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 88,300,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 24,077,510株 |
| (3) 株主数 | 15,503名 |
| (4) 大株主及びその持株数（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	4,818,264株	21.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,059,000株	9.32%
ト ピ ー フ ァ ン ド	1,198,410株	5.42%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	975,134株	4.41%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	787,802株	3.56%
ト ピ ー 工 業 グ ル ー プ 社 員 持 株 会	757,231株	3.43%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	474,334株	2.15%
株 式 会 社 り そ な 銀 行	413,605株	1.87%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	293,300株	1.33%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	255,919株	1.16%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,973,863株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、取締役等向け株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. トピーファンドは、当社及び関係会社取引先持株会の名称です。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	16,863株	4名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、3) 会社役員の場合(5) 取締役及び監査役の報酬等に記載しております。
2. 在任中の取締役への株式の交付はありません。上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3) 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	委 嘱 職 掌 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長	石 井 博 美	代表取締役
専 務 取 締 役	立 花 修 一	社長補佐、総務、財務、リスクマネジメント管掌
常 務 取 締 役	阿 部 正 裕	技術、健康安全、DX戦略、事業開発戦略センター管掌 ・カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力
常 務 取 締 役	田 中 克 芳	経営企画、海外事業戦略、人事、サステナビリティ戦略管掌 ・健康安全管掌に協力 ・DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力 ・調達管掌に協力
常 務 取 締 役	安 原 優	営業、調達、物流管掌
取 締 役	金 子 浩 子	弁護士、神鋼商事株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社紀文食品社外取締役（監査等委員）
取 締 役	三 上 高 弘	
取 締 役	磯 崎 隆 郎	株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所長
常 勤 監 査 役	川 野 孝 徳	
常 勤 監 査 役	早 川 進 也	
監 査 役	藤 木 靖 久	日本ヒューム株式会社社外監査役
監 査 役	牧 野 真 也	明治安田損害保険株式会社代表取締役会長 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役金子浩子氏、三上高弘氏及び磯崎隆郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役藤木靖久氏及び牧野真也氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役藤木靖久氏及び牧野真也氏は、金融機関において培った豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 ・取締役立花修一氏は、2024年4月に当社専務取締役社長補佐、総務、財務、リスクマネジメント管掌に就任いたしました。
 ・取締役阿部正裕氏は、2024年6月に当社常務取締役技術、健康安全、DX戦略、事業開発戦略センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力に就任いたしました。

- ・取締役田中克芳氏は、2024年6月に当社常務取締役経営企画、海外事業戦略、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康安全管掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力、調達管掌に協力に就任いたしました。
 - ・取締役安原優氏は、2024年6月に当社常務取締役営業、調達、物流管掌に就任いたしました。
 - ・取締役磯崎隆郎氏は、2024年6月に当社社外取締役に就任いたしました。
 - ・監査役藤木靖久氏は、2024年6月に当社社外監査役に就任いたしました。
 - ・監査役牧野真也氏は、2024年6月に当社社外監査役に就任いたしました。
5. 当事業年度後の取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。
 - ・取締役阿部正裕氏は、2025年4月に当社専務取締役技術、健康安全、DX戦略、研究開発センター管掌、カーボンニュートラルに関する事項につきサステナビリティ戦略管掌に協力に就任いたしました。
 - ・取締役田中克芳氏は、2025年4月に当社専務取締役経営企画、人事、サステナビリティ戦略管掌、健康に関する事項につき健康安全管掌に協力、DX人財の育成に関する事項につきDX戦略管掌に協力に就任いたしました。
 - ・取締役安原優氏は、2025年4月に当社常務取締役営業戦略、調達、物流管掌に就任いたしました。
 6. 当事業年度中の取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
 - ・取締役磯崎隆郎氏は、2024年6月に株式会社日本政策投資銀行常務執行役員を退任し、同日付で同行設備投資研究所長に就任いたしました。
 - ・監査役藤木靖久氏は、2024年4月にみずほ丸紅リース株式会社代表取締役副社長を退任、2024年6月に日本ヒューム株式会社社外監査役に就任し、2025年3月にエムエル・パワー株式会社の社外監査役を退任いたしました。
 - ・監査役牧野真也氏は、2024年6月に株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役に就任、2024年7月に明治安田生命保険相互会社取締役を退任し、2024年7月に明治安田損害保険株式会社の代表取締役会長に就任いたしました。
 7. 当社は、取締役金子浩子氏、三上高弘氏、及び磯崎隆郎氏、ならびに監査役藤木靖久氏及び牧野真也氏を東京・名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
高松信彦	2024年6月21日	任期満了	取締役相談役
木嶋伸一	2024年6月21日	任期満了	取締役
武澤雅吉	2024年6月21日	任期満了	取締役
中村毅	2024年6月21日	任期満了	取締役
桐山毅	2024年6月21日	任期満了	社外取締役 株式会社価値総合研究所代表取締役社長、 株式会社日本経済研究所取締役
川岸哲哉	2024年6月21日	任期満了	社外監査役
酒井明夫	2024年6月21日	任期満了	社外監査役 明治安田損害保険株式会社代表取締役会長、 片倉工業株式会社社外監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び執行役員ならびに当社子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害等については填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役報酬規程（2012年6月28日制定、2023年3月31日最終改正。）その他取締役の報酬に係る社内規程等を決議し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。取締役報酬規程その他取締役の報酬に係る社内規程の取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬等については、会社業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、職責に十分見合う報酬水準及び報酬体系となるよう設計しており、報酬水準の設定にあたっては、外部専門会社の調査データを活用する等、より客観性を高めています。

取締役の報酬は、報酬諮問委員会において決定方針及び会社業績等を勘案した報酬の水準につき審議し、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定します。

報酬諮問委員会は、公正性、透明性の高い報酬制度とするため、社外委員3名、社内委員1名にて構成し、かつ社外委員が委員長に就任しております。

b. 報酬（業績連動報酬等および非金銭的報酬等を含む。）に関する方針

業務執行取締役の報酬には、現金報酬及び株式報酬があります。そのうち、現金報酬は定額報酬及び前事業年度業績連動報酬で構成される基本報酬と賞与があります。

現金報酬は、基本報酬の年額の12分の1に相当する額を月額報酬として毎月支給します。賞与は、会社の業績が極めて好調であった場合に、株主総会の承認を得て支給し、その支給日は都度取締役会が決定します。

現金報酬のうち前事業年度業績連動報酬は、前事業年度を対象期間とした会社業績と個人業績に連動します。基本報酬の30%を標準として、0%~75%の範囲で変動し、そのうち会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は0%~65%、個人業績に連動した前事業年度業績連動報酬は0%~10%としております。

会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬は、連結EBITDA（連結営業利益に連結減価償却費を加えて算出）及び親会社株主に帰属する当期純利益の業績指標の達成度を基準に算出された定量評価に基づき支給割合を決定することを原則としつつ、必要に応じて経営活動その他の諸状況を考慮した定性評価を加味して支給割合を決定いたします。

株式報酬は、信託を用いた株式報酬制度です。当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、株主の皆様との利益意識の共有ならびに当社の中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、中期経営計画の達成度に連動します。基本報酬の5%を標準として、0%~10%の範囲で変動し、連結自己資本利益率（ROE）、連結総資産事業利益率（ROA）及び連結営業利益の業績指標の達成度に基づき支給割合を決定いたします。なお、実際の株式の交付は取締役退任時としております。

会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬と株式報酬の評価に係る業績指標につきましては、収益、財務の健全性等を勘案し、報酬諮問委員会における妥当性の議論・審議を経たうえで決定しております。

社外取締役及び監査役の報酬は、企業業績に左右されない独立の立場を考慮し、原則として定額報酬で構成される基本報酬のみとしています。

c. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額について、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、前事業年度業績連動報酬を含む基本報酬、株式報酬及び賞与の個人別支給額の決定ならびに会社の業績その他必要に応じて基本報酬を臨時に減額することの決定としております。代表取締役社長へ委任する理由は、会社業績や各取締役の個人業績評価等を総合的に勘案し取締役の報酬額を決定するのは、会社業績全般に責任を負うとともに各取締役の個人業績評価を行う代表取締役社長が適任であると判断するためです。なお、委任された権限が代表取締役により適切に行使されるよう、会社業績に連動した前事業年度業績連動報酬の支給割合は報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会が決定した内容に従うほか、取締役の個人別の報酬額について事前に報酬諮問委員会がその妥当性について確認しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		定額報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	303	198	86	19	13
監査役	69	69	—	—	6
計 (うち社外役員)	373 (56)	268 (56)	86 (—)	19 (—)	19 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第121回定時株主総会において月額40百万円以内(うち、社外取締役分2百万円以内)と決議いただいております(ただし、使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役1名)です。また、2022年6月23日開催の第128回定時株主総会において、社外取締役部分の枠(月額2百万円以内)の廃止を決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役3名)です。さらに別枠で、2016年6月23日開催の第122回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に對する業績連動型株式報酬として3年間で100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第118回定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 業績連動報酬等に係る業績指標及び当該業績指標の選択理由ならびに業績連動報酬等の額または数の算定方法は、前記「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載したとおりであり、業績連動報酬等の算定に係る業績指標の実績は以下のとおりです。
- (2024年4月から2024年6月までの業績連動報酬について)
- 以下の2022年度の業績指標実績に基づき算出
- ・連結EBITDA(連結営業利益+減価償却費) 20,470百万円
 - ・連結営業利益 7,175百万円
 - ・連結親会社株主に帰属する当期純利益 6,321百万円
 - ・連結自己資本利益率(ROE) 5.4%
 - ・連結総資産事業利益率(ROA) 2.8%
- (2024年7月から2025年3月までの業績連動報酬について)
- 以下の2023年度実績に基づき算出
- ・連結EBITDA(連結営業利益+減価償却費) 23,227百万円
 - ・連結営業利益 10,440百万円
 - ・連結親会社株主に帰属する当期純利益 4,676百万円
 - ・連結自己資本利益率(ROE) 3.6%
 - ・連結総資産事業利益率(ROA) 3.8%
5. 非金銭報酬等は業績連動報酬等及び非金銭報酬等の双方に該当しますが、非金銭報酬等として表示しております。非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、支給の条件等は前記「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

6. 取締役会は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長石井博美氏に対し、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。委任された権限の内容、委任した理由及び委任された権限が適切に行使されるようにするために講じた措置については、前記「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役金子浩子氏は、弁護士法人松尾綜合法律事務所の使用人弁護士、神鋼商事株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社紀文食品の社外取締役（監査等委員）であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役磯崎隆郎氏は、株式会社日本政策投資銀行の設備投資研究所長であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役藤木靖久氏は、日本ヒューム株式会社の社外監査役であります。同社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役牧野真也氏は、明治安田損害保険株式会社の代表取締役会長及び株式会社ほくほくフィナンシャルグループの社外取締役（監査等委員）であります。両社と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

役職名	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	金子浩子	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。主に弁護士として培った法律に関する豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。
取締役	三上高弘	当事業年度に開催された取締役会17回のうち、16回に出席いたしました。主に製造業において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。
取締役	磯崎隆郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。金融機関における国際的な投資業務や事業再生業務等で培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定における発言等により、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献しております。
監査役	藤木靖久	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会9回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。
監査役	牧野真也	当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会9回全てに出席いたしました。主に金融機関において培った豊富な知識・経験に基づく取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言や、監査役会における発言等により、監査機能の充実に寄与しております。

4) 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	100百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	112百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人及び取締役その他社内関係部署からの説明等に基づき、当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査時間及び監査報酬の推移、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に伴う確認業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、会計監査人の職務の執行に重大な支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、すみやかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、監査実施の有効性及び効率性等を総合的に勘案し、他の会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うために必要かつ十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し、または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、それぞれの事業部門が培ったノウハウを複数の事業部門が共有することによってつくり上げた独創性あふれる技術・技能と、それを用いた高付加価値製品を展開するとともに、経営の健全性・透明性・効率性等の観点から当社に相応しいコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、いわゆる買収防衛策（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の概要は、議決権割合が20%以上であるような当社の株券等の買付行為をしようとする大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、取締役会によるその内容の評価・検討等に必要な時間の確保等、本対応方針に定める大規模買付ルールに従うことを求め、大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合や、大規模買付ルールに従っても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に対抗措置を発動できるとするものです。

上記(2)及び本(3)の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.topy.co.jp/ja/stock/management/policy.html>

(4) 上記(2)の取り組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、上記(2)の取り組みを実施しております。上記(2)の取り組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取り組みは、上記(1)の基本方針に資するものであると考えております。したがって、上記(2)の取り組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取り組みについての取締役会の判断

上記(3)の取り組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の時間の確保の要請に応じない大規模買付者及び当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。

したがいまして、上記(3)の取り組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。また、上記(3)の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供及びその内容の評価・検討等に必要な時間の確保を求めめるために実施されるものです。さらに、上記(3)の取り組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議による導入、株主意思確認総会による発動及びサンセット条項（買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項））、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取り組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがいまして、上記(3)の取り組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本対応策は2025年6月24日開催予定の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、2025年5月20日開催の取締役会において、本対応策は本株主総会終結の時をもって有効期間満了により終了し、継続しないことを決議しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、連結業績に応じた株主への利益還元と今後の事業展開及び企業体質強化に向けた内部留保の充実です。内部留保につきましては、長期的かつ安定的な事業展開を図るための新規事業投資及び新技術・新製品の開発に充当し、企業体質・国際競争力の強化に努めます。連結業績に応じた利益還元の指標である配当性向の目安は、現預金の増減を伴わない一過性の損益を除いた親会社株主に帰属する当期純利益に対し30～35%といたしますが、安定的な配当継続にも十分な考慮を払ったうえで決定いたします。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当継続等を総合的に勘案し、2025年5月20日の取締役会決議により1株当たり73円とさせていただきます。なお、中間配当金につきましては、2024年12月3日に1株当たり30円を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり103円となります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	155,185	流動負債	95,852
現金及び預金	27,474	支払手形及び買掛金	30,375
受取手形、売掛金及び契約資産	62,090	電子記録債務	15,775
商品及び製品	27,800	短期借入金	26,280
仕掛品	7,313	一年以内償還予定社債	5,000
原材料及び貯蔵品	19,734	リース債務	228
その他	10,865	未払法人税等	2,171
貸倒引当金	△93	その他	16,021
固定資産	126,566	固定負債	49,186
有形固定資産	80,616	社債	25,000
建物及び構築物	24,611	長期借入金	11,891
機械装置及び運搬具	35,200	リース債務	394
土地	15,573	繰延税金負債	1,088
リース資産	812	執行役員退職慰労引当金	157
建設仮勘定	2,577	役員株式給付引当金	42
その他	1,841	役員退職慰労引当金	19
無形固定資産	3,436	定期修繕引当金	265
投資その他の資産	42,512	退職給付に係る負債	7,240
投資有価証券	30,748	資産除去債務	1,658
長期貸付金	219	その他	1,427
繰延税金資産	819	負債合計	145,038
退職給付に係る資産	494	純資産の部	
その他	10,310	株主資本	109,379
貸倒引当金	△80	資本金	20,983
資産合計	281,751	資本剰余金	18,622
		利益剰余金	73,984
		自己株式	△4,210
		その他の包括利益累計額	25,898
		その他有価証券評価差額金	12,968
		繰延ヘッジ損益	△9
		為替換算調整勘定	10,868
		退職給付に係る調整累計額	2,070
		非支配株主持分	1,435
		純資産合計	136,713
		負債・純資産合計	281,751

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		300,610
売上原価		258,181
売上総利益		42,429
販売費及び一般管理費		37,128
営業利益		5,300
営業外収益		
受取利息	172	
受取配当金	956	
持分法による投資利益	760	
その他	931	2,821
営業外費用		
支払利息	748	
為替差損	500	
その他	626	1,875
特別利益		6,246
固定資産売却益	231	
投資有価証券売却益	5,383	
補助金収入	268	5,883
特別損失		
固定資産売却損	27	
固定資産除却損	239	
減損損失	1,554	
投資有価証券評価損	18	
固定資産圧縮損	268	
事業再編損	747	
課徴金	291	3,147
税金等調整前当期純利益		8,982
法人税、住民税及び事業税	3,349	
法人税等調整額	△875	2,474
当期純利益		6,508
非支配株主に帰属する当期純利益		121
親会社株主に帰属する当期純利益		6,387

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	94,767	流動負債	76,057
現金及び預金	4,747	支払手形	433
受取手形	716	買掛金	20,286
売掛金	45,183	電子記録債権	13,429
商品及び製品	14,269	短期借入金	10,400
仕掛品	1,847	一年以内返済予定長期借入金	6,497
原材料及び貯蔵品	10,708	一年以内償還予定社債	5,000
前払費用	667	リース債権	3
短期貸付金	5,473	未払費用	6,178
未収入金	10,192	未払法人税等	2,103
その他の金	999	未払り	1,545
貸倒引当金	△39	その他	8,301
固定資産	111,345	固定負債	1,878
有形固定資産	51,426	社定期借入金	49,871
建物	14,940	リース債権	25,000
構築物	2,681	繰延税金負債	13,098
機械及び装置	24,639	退職給付引当金	4
車両運搬具	196	執行役員退職慰労引当金	2,752
工具・器具及び備品	557	役員株式給付引当金	6,939
土地	7,573	資産除去債務	141
リース資産	8	長期預り	42
建設仮勘定	828	その他	672
無形固定資産	390	繰越利益剰余金	1,184
投資その他の資産	59,528	その他	35
投資有価証券	20,671	負債合計	125,929
関係会社株式	32,504	純資産の部	
関係会社出資金	4,147	株主資本	67,919
長期貸付金	159	基本金	20,983
その他の金	2,989	資本剰余金	18,774
貸倒引当金	△944	資本準備金	18,528
資産合計	206,112	その他資本剰余金	245
		利益剰余金	32,367
		その他利益剰余金	32,367
		固定資産圧縮積立金	64
		繰越利益剰余金	32,303
		自己株式	△4,205
		評価・換算差額等	12,262
		その他有価証券評価差額金	12,262
		純資産合計	80,182
		負債・純資産合計	206,112

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		185,307
売上原価		163,555
売上総利益		21,751
販売費及び一般管理費		18,602
営業利益		3,148
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,284	
その他の	664	3,949
営業外費用		
支払利息	265	
社債利息	151	
その他	762	1,178
経常利益		5,919
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	5,383	
補助金収入	268	5,656
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	81	
投資有価証券評価損	18	
固定資産圧縮損	268	
関係会社株式評価損	4,713	
貸倒引当金繰入額	573	5,655
税引前当期純利益		5,920
法人税、住民税及び事業税	2,613	
法人税等調整額	△36	2,577
当期純利益		3,343

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 高 揮
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トピー工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トピー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

トピー工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 高 揮
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トピー工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

トピー工業株式会社 監査役会

常勤監査役 川 野 孝 徳 ㊟

常勤監査役 早 川 進 也 ㊟

監査役（社外監査役） 藤 木 靖 久 ㊟

監査役（社外監査役） 牧 野 真 也 ㊟

以 上

ウェブサイトのご案内



当社ウェブサイトでは、さまざまな企業情報をリアルタイムでお届けしています。

また、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくために、「株主・投資家情報」内で各種開示資料をご覧いただけます。



<http://www.topy.co.jp/>

各種お手続きのご案内

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

未払配当金のお支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申し出ください。

お問い合わせ先

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-782-031** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土日休日を除く)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



株主総会会場ご案内図

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

アートヴィレッジ大崎
セントラルタワー7階
当社会議室



東京都品川区大崎一丁目2番2号
TEL：03-3493-0777

最寄駅：大崎駅（JR線・りんかい線）
アクセス：大崎駅北改札口を出て
東口より徒歩5分

お土産をご用意しておりません。何卒ご理解
くださいますようお願い申し上げます。

株主優待制度のご案内

ご所有株式数	優待内容
100株以上 300株未満	交通傷害保険の付保 死亡・後遺障害保険（最高100万円） 入院特約（3,000円/日）
300株以上 1,000株未満	交通傷害保険の付保 死亡・後遺障害保険（最高100万円） 入院特約（3,000円/日） 通院特約（1,000円/日）
1,000株以上	交通傷害保険の付保 死亡・後遺障害保険（最高100万円） 入院特約（3,000円/日） 通院特約（1,000円/日） オリジナルカタログギフトまたは 社会福祉団体への寄付

【交通傷害保険】

当保険は保険期間内に発生した交通事故によるけがが対象になります。疾病は対象になりません。
自動付帯になりますので、お手続きは不要です。

保険期間 3月末基準日株主様 7月1日～12月31日
9月末基準日株主様 翌年1月1日～6月30日
保険対象者 弊社株主名簿に登録されている個人・法人様
ただし、法人株主様の場合は、社長・頭取、理事
長等、当該法人様組織の長たる方1名

保険内容についてのお問い合わせ、事故のときのご連絡は、
下記事務局までお願いします。

株主優待「交通傷害保険」サポート事務局
株式会社トピーエージェンシー
フリーコール：0120-959-766 TEL：03-5436-0212
受付時間：9：00～17：30（土・日・祝日を除く）
引受保険幹事会社：損害保険ジャパン株式会社

【オリジナルカタログギフトまたは社会福祉団体への寄付】

3月末基準日株主様 6月ごろご案内
9月末基準日株主様 12月ごろご案内



<http://www.topy.co.jp/>